

山口県報

平成22年
4月30日
(金曜日)

目次

公告

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)……………一

調理師試験の実施(生活衛生課)……………二

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(手堀換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………三

公安委公告

契約の締結……………三



(二三) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年四月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
平成二十二年八月八日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 衛生法規
 - (二) 公衆衛生学
 - (三) 食品学
 - (四) 食品衛生学
 - (五) 栄養学
 - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間
平成二十二年五月十七日(月曜日)から同年六月七日(月曜日)まで(郵送の場合
は、六月七日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
(一) 県内に居住する者
住所地为所管する保健所
(二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
- (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
 - (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
 - (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
 - (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料
九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

十 旨を知事に申し出ること。
その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三二) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年四月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成二十二年八月八日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
 - (二) 衛生法規
 - (三) 公衆衛生学
 - (四) 栄養学
 - (五) 食品学
 - (六) 食品衛生学
 - (七) 調理理論
- 四 受験資格
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に

対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、一年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成二十二年五月十七日(月曜日)から同年六月七日(月曜日)まで(郵送の場合は、六月七日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二三三) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(芋堀換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る芋堀換地区の換地計画を定め
たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦
覧に供します。

平成二十二年四月三十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(芋堀換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年四月三十日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び予定数量

ICカード化運転免許証用ICカード 二十五万五千六百枚

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

落札者を決定した日

平成二十二年三月二十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイデーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額

九百枚当たり五十一万五千二十五円

七 入札公告日

平成二十二年二月十二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

平成二十二年四月三十日
発行

発行人

山口県知事